

(目的)

第1条 この条例は、将来、市内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師として勤務しようとする者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）における医学の修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、本市の地域医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、医療の維持及び向上に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 市長は、大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものに対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 将来、規則で定める医療機関及び診療科における医師としての勤務（以下「指定勤務」という。）をする意思を有すること。
- (2) 本市以外の地方公共団体その他の団体から、特定の医療機関において医師として勤務することその他この条例の目的の達成に支障がある要件が付された奨学金その他これに類する資金（第5条第7号において「他団体修学資金」という。）の給付又は貸与を受けていないこと。

(貸与額等)

第3条 貸与する修学資金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額（大学に入学した年度の翌年度以後に修学資金の貸与の契約（以下「貸与契約」という。）を締結する場合にあつては、第1号に定める額）とする。ただし、減額の希望がある場合にあつては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額に算定対象期間の月数を乗じて得た額
 - ア 国又は地方公共団体が設置する大学に在学する者 200,000円
 - イ アに規定する大学以外の大学に在学する者 300,000円

(2) 入学金に相当する額（当該額が1,000,000円を超える場合にあつては、1,000,000円）

2 前項第1号の算定対象期間は、大学に入学した年度（同年度の翌年度以後に貸与契約を締結する場合にあつては、当該貸与契約を締結した年度）の4月から大学を卒業する年度の3月までとする。ただし、当該期間に休学し、停学の処分を受け、又は留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）をした期間を含む場合にあつては、これらの期間が属する月を除く。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、貸与契約を締結するときは、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第5条 市長は、貸与契約を締結した者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障により大学における医学の修学を継続する見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良と認められるとき。
- (4) 貸与契約の解除を希望するとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (7) 他団体修学資金の給付又は貸与を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定勤務をする見込みがないと認められるとき。

（返還）

第6条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める日までに、貸与を受けた修学資金の額に規則で定める額を加算した額を一括して返還しなければならない。

- (1) 貸与契約の解除があった場合
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条の免許をいう。次号において同じ。）を受けられなかった場合
- (3) 医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。次号において同じ。）を受け、又は医師の業務に従事することができなくなった場合
- (4) 臨床研修を修了後、規則で定める期間内に指定勤務を開始しない場合
- (5) 次条第1項第1号の規則で定める期間を経過する前に指定勤務を中止したときその他の同条の規定による免除を受ける見込みがないと認められる場合

2 借受者は、前項の規則で定める日までに修学資金を返還しなかったときは、規則で定めるところにより算定した利息を支払わなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、災害、疾病、借受者の経済状況その他の事由により借受者が一括して修学資金の返還をすることが困難であると認めるときは、修学資金の返還の方法を変更することができる。

（債務の免除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金に係る債務を免除するものとする。

- (1) 前条第1項第4号の期間内に指定勤務を開始した借受者（以下「指定勤務開始者」という。）が規則で定める期間以上指定勤務に従事したとき。
- (2) 指定勤務開始者が指定勤務に起因して、心身を故障したことにより指定勤務を継続することができなくなったとき又は死亡したとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、災害、疾病その他借受者の責めに帰すことのできない事由によりやむを得ないと認めるときは、修学資金に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後に貸与する修学資金に係る募集、選考その他の行為は、同日前においても行うことができる。